## 令和8年度 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例(軽課)

① 適用期間:令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪及び三輪の軽自動車

② 軽課年度:最初の新規検査を受けた年度の翌年度

## 【対象車両・軽減割合】

対象・要件等				軽減割合
軽乗用車	・電気自動車 ・天然ガス自動車(平成 21 年排出ガス規制に適合し、 かつ窒素酸化物の排出量 10%以上低減又は平成 30 年排出ガス規制適合)			おおむね75%軽減
		排出ガス性能	燃費性能	おおむね50%軽減 ※ <b>営業用のみ</b>
	ガソリン車 ※ハイブリッ ド車を含む	平成 17 年排出ガス規制 75%低減又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減	令和2年度燃費基 準達成かつ令和 12年度燃費基準 90%達成	
軽貨物車	・電気自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制に適合し、 かつ窒素酸化物の排出量10%以上低減又は平成30 年排出ガス規制適合)			おおむね75%軽減